

## 社会福祉法人 浄心会

### 役員報酬規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浄心会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員に関する報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定める事を目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程に於いて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬の支給)

第3条 評議員には定款第8条の金額の範囲内で、別表1に定める報酬を支給する。

- 2 理事及び監事には、各年度の総額が800,000円を超えない範囲で、別表1に定める報酬を支給する
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員には、役員報酬は支給しない。
- 4 報酬は、会議等出席の都度、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 5 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

#### (費用弁償)

第4条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用について、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払う事が出来る。

- 2 役員が本会の職務のため自家用車を使用した場合は、次の各号により車賃を支給する。
  - (1) 車賃は、全路程を通算して計算し1kmにつき40円を支給する。
  - (2) 1km未満の端数は切り捨てとする。
  - (3) 必要に応じて高速道路を使用した場合、実費を支給する。

#### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給基準として公表する。

#### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成30年6月開催予定の定時評議員会の議決を経たのち、定款変更の認可を受けた日から施行する。  
(平成30年7月11日認可)

社会福祉法人土沢保育園 役員等の費用弁償に関する規程（平成23年1月1日施行）は廃止する。

令和3年4月1日 一部改正

別表1

区分	報酬の額（日額）	条 件
評議員	4,000円	評議員会出席 職務遂行に伴う会議及び研修会への参加
理 事	4,000円	理事会及び評議員会出席 指導監査立会 職務遂行に伴う会議及び研修会への参加
監 事	4,000円	理事会及び評議員会出席 監事監査の実施 指導監査立会 職務遂行に伴う会議及び研修会への参加

※. 1日に複数回あった場合においても、1回分の支給のみとする。